

2025年2月

社会保険労務士事務所 オフィス つむぐ

事務所便り

社会保険労務士事務所 オフィス つむぐ

連絡先：〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 1-12-2

電話：03-5357-1572

e-mail：info@officetsumugu.com

令和7年年金改正のゆくえ～社会保障審議会年金部会における議論の整理

◆5年に一度の年金財政検証

令和6年は、5年に一度の年金財政検証を行う年で、同年12月25日に社会保障審議会年金部会における報告書が公表されました。令和7年の年金制度改革は、主に下記課題への対応を大きな柱に議論されてきました。

- ・平均寿命・健康寿命の延伸や家族構成・ライフスタイルの多様化、女性・高齢者の就業拡大、今後見込まれる最低賃金の上昇・持続的な賃上げという社会経済の変化に対応する観点から取り組むべき課題
- ・年金制度が有する所得保障機能の強化の観点から取り組むべき課題

◆令和7年年金制度改革の具体的内容（目次）

- 1 被用者保険の適用拡大
- 2 いわゆる「年収の壁」と第3号被保険者制度
 - ① いわゆる「106万円の壁」への制度的対応
 - ② 第3号被保険者制度
- 3 在職老齢年金制度の見直し
- 4 標準報酬月額上限の見直し
- 5 基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了
- 6 高齢期より前の遺族厚生年金の見直し等
 - ① 20代から50代の子のない配偶者の遺族厚生年金
 - ② 20代から50代の子のある配偶者の遺族厚生年金
 - ③ 遺族基礎年金（国民年金）
- 7 年金制度における子に係る加算等
- 8 その他の制度改革事項
- 9 今後検討すべき残された課題
 - ① 基礎年金の拠出期間の延長（45年化）
 - ② 障害年金

国民年金の基礎年金制度が導入されてから40年、社会や経済の状況が大きく変化してきていることに伴い、今回の改正は、被用者保険の適用拡大や在職老齢年金制度の見直しといった従来からの検討項目に加え、遺族年金や基礎年金マクロ調整の早期終了など、大きな見直しとなっています。

今通常国会で審議され改正内容は固まりますが、これまでの年金制度改革の経緯なども押さえておくとよいでしょう。

【厚生労働省 社会保障審議会年金部会「社会保障審議会年金部会における議論の整理」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12501000/001364986.pdf>

高齢者の雇用状況 ～厚生労働省「令和6年 高齢者雇用状況等報告」より

◆65歳までの高齢者雇用確保措置の実施状況

厚生労働省は、従業員21人以上の企業237,052社からの報告に基づき、高齢者等の雇用の安定等に関する法律で義務付けられている「高齢者の雇用等に関する措置」について、令和6年6月1日時点での企業における実施状況等を取りまとめ、公表しています。

それによれば、65歳までの高齢者雇用確保措置について「継続雇用制度の導入」により実施している企業が67.4% [前年比1.8ポイント減少]、「定年の引上げ」により実施している企業は28.7% [同1.8ポイント増加]となっています。

◆70歳までの高齢者就業確保措置の実施状況と定年制の状況

また、70歳までの高齢者就業確保措置を実施済みの企業は31.9% [同2.2ポイント増加]となっており（中小企業では32.4% [同2.1ポイント増加]、大企業では25.5% [同2.7ポイント増加]）、65歳以上定年企業（定年制の廃止企業を含む）は32.6% [同1.8ポイント増加]となっています。

就業確保措置を実施済みの企業について措置内容別に見ると、定年制の廃止は3.9% [変動なし]、定年の引上げは2.4% [同0.1ポイント増加]、継続雇用制度の導入は25.6% [同2.1ポイント増加]、創業支援等措置の導入は0.1% [変動なし]となっています。

◆人手不足への対応

現在、多数の企業が人手不足を実感している中、人材確保は企業経営にとって死活問題となっています。高齢者の雇用、活用は、このような人材確保の面からも今後さらに重要テーマとなっていくことでしょう。

【厚生労働省「令和6年「高齢者雇用状況等報告」の集計結果を公表します】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11703000/001357147.pdf>

障害者の雇用状況と法定雇用率引上げ

～厚生労働省「令和6年 障害者雇用状況の集計結果」等より

厚生労働省は令和6年12月20日、令和6年の「障害者雇用状況」集計結果を公表しました。障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率。民間企業においては2.5%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

◆民間企業における雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新

民間企業（常用労働者数が40.0人以上の企業：法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は67万7,461.5人（3万5,283.5人増、対前年比5.5%増）、実雇用率2.41%（対前年比0.08ポイント上昇）で、雇用障害者数、実雇用率いずれも過去最高を更新しています。一方で、法定雇用率達成企業の割合は46.0%（対前年比4.1ポイント低下）となっています。

◆雇用者の内訳では、精神障害者の雇用増加の伸び率が大きい

雇用者のうち、身体障害者は36万8,949.0人（対前年比2.4%増）、知的障害者は15万7,795.5人（同4.0%増）、精神障害者は15万7,170.0人（同15.7%増）と、いずれも前年より増加しています。特に精神障害者の伸び率が大きくなっています。

◆法定雇用率未達成企業の状況

法定雇用率の未達成企業は6万3,364社で、そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が、64.1%と過半数を占めています。また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）は3万6,485社であり、未達成企業に占める割合は、57.6%となっています。

法定雇用率は、令和8年度に2.7%へと段階的に引き上げられます。企業は継続して障害者雇用の推進に取り組む必要があります。

【厚生労働省「令和6年 障害者雇用状況の集計結果」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11704000/001357856.pdf>

助成金を活用してみませんか？ ～事業主のための雇用関係助成金

◆助成金をご存じですか？

雇用関係助成金とは、厚生労働省が提供する人材の雇用に関わる助成金です。

労働者の雇用環境を安定させ、雇用の拡大を図るための政策の一環として設けられており、雇用機会の拡大や障害者雇用、労働者の能力開発といった目的を果たした事業者に対し助成金を支給しています。

◆様々な助成金

雇用関係助成金には様々な種類のものがあります。

- | | |
|-------------------|---|
| ○新たに労働者を雇い入れる | ➔ 特定求職者雇用開発助成金、他 |
| ○労働条件の改善を図る | ➔ 働き方改革推進支援助成金、他 |
| ○労働者の雇用環境の整備を図る | ➔ キャリアアップ助成金、人材確保等支援助成金、
65歳超雇用推進助成金、障害者介助等助成金、他 |
| ○仕事と家庭の両立支援等に取り組む | ➔ 両立支援等助成金、他 |
| ○労働者の職業能力の向上を図る | ➔ 人材開発支援助成金、他 |

【厚生労働省「雇用関係助成金検索ツール」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index_00007.html

要件に当てはまれば各種助成金の支給を受けられる会社様も多いかと思われます。しかし、助成金は上記のように種類も多いうえ、申請書類作成、添付書類が多く複雑であるため、決断がつかず、実行をためらう会社様もまた、多いかと思われます。

“申請できそうな助成金はあるのだろうか？”、“そもそも申請できるのだろうか？”、“申請要件が難しくて分からないし、実務も複雑で大変そう…”

各々の会社様のお悩みに沿った助成金の制度の有無をお調べし、受給の可能性を検討したうえで各種手続の代行、申請のサポートをいたします。

ご興味ございましたらお気軽にお問い合わせ、ご相談ください。

2月の税務と労務の手続【提出先・納付先】

1日

- 贈与税の申告受付開始＜3月15日まで＞【税務署】

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付【郵便局または銀行】
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞【公共職業安定所】

17日

- 所得税の確定申告受付開始＜3月15日まで＞【税務署】
※なお、還付申告については2月14日以前でも受付可能。

28日

- じん肺健康管理実施状況報告の提出【労働基準監督署】
- 健保・厚年保険料の納付【郵便局または銀行】
- 健康保険印紙受払等報告書の提出【年金事務所】
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出【公共職業安定所】
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞
【公共職業安定所】
- 固定資産税・都市計画税の納付＜第4期＞【郵便局または銀行】
※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

【当事務所よりひとこと】

あっという間に2月になってしまいました。。。

2月の事務所だよりをお届けします。

今月は「令和7年年金制度改正の内容」、「高齢者の雇用状況」、「障害者の雇用状況と法定雇用率引上げ」、「助成金について」です。

お読みいただけますと幸いです。

皆さまのお役に立つことができますよう尽力してまいります。

引き続きご指導ご鞭撻のほど、何卒宜しくお願い申し上げます。

今しばらくは寒い日が続くかと思しますので、くれぐれもご自愛ください。